(介護予防)訪問リハビリテーション 重要事項説明書

1 事業者概要

事業者名	多摩丘陵リハビリテーション病院
所在地	〒194-0297 東京都町田市下小山田町1491
電話番号	042-797-1701
FAX番号	042-797-1629
管理者名	病院長 岡島 康友
事業者番号	1313270774
サービス提供地域	町田市 (下小山田 上小山田 小山1~1100番台、1600~1900番台 小山ヶ丘1丁目根岸 根岸町 常盤 小山田桜台 図師 忠生 木曽東1,3,4丁目木曽西3~5丁目 山崎1 山崎町 野津田 小野路 本町田2287~3396藤の台 薬師台1丁目、2丁目(1~29)、3丁目(1~24)大蔵341~560,809~1981 鶴川3~4丁目 金井1 金井町 矢部) 多摩市 (唐木田 鶴牧 落合 豊ヶ丘 貝取2~5丁目 永山3~6丁目愛宕1,3,4丁目 山王下 中沢 南野 乞田651-1057) 八王子市 (鹿島1~110,118~1120 松ケ谷 堀之内3丁目 別所1~2丁目松木33~73,431 南大沢2~4丁目)

※ 上記以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

2 事業の目的と運営方針

要介護状態、または要支援状態の軽減、悪化の防止、要介護状態になることの予防を目的にリハビリテーションの目標を設定し、計画的なリハビリテーションを行います。 退院後の在宅生活へのスムーズな移行へ向け、継続したリハビリテーションサービスを提供し、安定した生活を支援いたします。 また、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にサービスの改善を図ります。

3 当事業所の職員体制

資 格	常勤	非常勤	合計	職務内容
理学療法士	1 名以上	0 名	1 名以上	
作業療法士	1 名以上	0 名	1 名以上	訪問リハビリテーション業務
言語療法士	0 名	0 名	0 名	
合 計	2 名以上	0 名	2 名以上	

4 サービス提供時間

	- <i>I</i> CV	1114			
平日	午前9時	F~午後5時	:		
休業日	土曜日	日曜日	祝祭日	年末年始(12月30日~1月3日)	

5 利用料金及び内容

(1)利用料

(予防)訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。 利用料金は、ご利用サービスごとの「別紙1 利用料金一覧表」をご覧ください。

(2))内容

内容の詳細は「別紙2利用料金内容一覧表」をご覧ください。

(3)交通費

利用料金に含まれます。但し、通常のサービス提供地域以外の訪問においては、実費でご請求させていただきます。(1kmにつき27円(内税)、往復分。通常の実施地域を超えた距離分を算定)「別紙1 利用料金一覧表」をご覧ください。

(4)その他 駐車料金が必要な場合は別途いただくことがあります。(サービス実施地域以外の場合)

6 サービスの終了について

- (1)ご利用者の都合で終了する場合、1週間前までにお申し出下さい。
- (2) 当事業所より申し出る場合(当事業所の都合、またはご利用者の目標達成により終了となる場合) 2~3ヶ月前よりご相談させていただきます。
- (3) 自動終了 ①ご利用者が介護保険施設に入所、または病院に入院された場合
 - ②ご利用者の要介護区分が非該当(自立)と認定された場合
 - ③ご利用者が亡くなられた場合

7 秘密の保持について

事業者は当法人の個人情報保護方針に基づき(別紙3)、業務上知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘 密及び個人情報について適切に取り扱います。ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正 当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。ただし、サービス担 当者会議等において、ご利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報を用いることがあります。

8 苦情申し立て窓口

事業所は、ご利用者及びそのご家族からの相談・苦情に対応いたします。

当事業所窓口	TEL 042-797-1701	
	担当者 事務部長 萩原 一郎	
	利用時間 9:00~17:00	
町田市 いきいき生活部	〒194-0022 町田市森野2丁目2-22	TEL042-724-4366
介護保険課給付係	利用時間 月~金 8:30~17:00(土、日、祝日、年末年始除く)	Fax050-9-3101-6664
多摩市健康福祉部	〒206-8666 多摩市関戸6-12-1 TEL 042-338-6901	
介護保険課	利用時間 月~金 8:30~17:00(土、日、祝日、年末年始除く)	
八王子市福祉部	〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1 TEL 042-620-7420	
高齢者福祉課 相談担当	利用時間 月~金 8:30~17:00(祝日、年末年始除く)	
東京都国保連団体連合会	〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京都区政会館1	1階
介護相談窓口	利用時間 9:00~17:00(土·日·祝日除く) TEL	03-6238-0177

9 緊急時、事故発生時の対応

サービス提供中に病状の急変等あった場合は、速やかに主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡 いたします。

当院主治医	医師名	(科)
	医師名	
科主治医	医療機関名	
	住 所	
	電話	
緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電話	

10 業務継続(非常災害等)に向けた取組等 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対し訪問リハビリテーションの提供を継続的に 実施すること、及び非常時の体制での早期業務再開を図ることを目的とした計画を策定しております。 非常災害や震度5以上の地震があった際は、連絡なしで訪問リハビリテーションは中止となります。状況が 分かり次第、ご利用者の安否確認、道路状況等に応じて、再開できるサービスは再開してまいります。

11 衛生管理、感染症の予防、及び蔓延の防止のための取組

事業所は、感染症の予防及び、まん延防止のための対策、指針を整備しております。従業員に対し感染症の研修や訓練を定期的に実施しております。

- (1)
- で リハビリ介入前後でスタッフが手洗いをさせていただき、必要に応じて防護具等の利用を致します。 リハビリ介入前後でスタッフが手洗いをさせていただき、必要に応じて防護具等の利用を致します。 お茶等の飲食はご遠慮させて頂いております。 訪問日の朝、又は訪問時の発熱や感染症等が疑われる場合、訪問リハビリサービスを提供できない ことがございます。感染状況に応じた対応を取らせて頂き、中止や再開のご連絡をしてまいります。

12 虐待防止のための取組

事業所は、虐待の発生又はその再発防止のための指針を整備しております。従業者に対して虐待防止の

研修を実施し、苦情処理体制を整備します。 サービス提供中に擁護者(利用者の家族など、利用者を擁護する者)による虐待を受けたと思われる 利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

14 ハラスメントへの対応

従業員への就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講じております。

- (1)ハラスメント行為(暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷など)により、健全な信頼関係を築くことができないと 判断した場合、サービス中止や契約を解除することもあります。 (2)サービス利用中に職員許可なく写真や動画撮影、録音などはご遠慮ください。 (3)サービス利用中の飲酒・喫煙はご遠慮ください。

15 サービス利用に関する留意事項

車での移動のため、5~10分程度の時間の変動は、予めご了承ください。 15分以上の時間の変更に関しては、お電話で連絡させて頂きます。

1 利用料

□要介護の方

-	<u>ハ 吱 🗸</u>	77			
	サービスコード 種類 項目		算定項目	頻度	算定単位
	14	<u> </u>	イ 訪問リハビリテーション費	20分	308
	14	6110	ハ 移行支援加算	1日につき	17
	14	6102	ニ (1)サービス提供強化加算(I)	1回につき	6
	14	5003	短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき	200
	14	5021	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき	240
	14	4003	ロ 退院時共同指導加算(退院時1回を限度)	1回につき	600
	14		リハビリテーションマネジメント加算1(イ)		180
	14		リハビリテーションマネジメント加算2(ロ)	1月につき	213
	14	5022	リハビリテーションマネジメント加算3(医師説明と同意)		270
	14	6192	口腔連携強化加算	月1回限度	50

□要支援の方

種類	項目	算定項目	頻度	単位
64	2111	イ 介護予防訪問リハビリテーション費	20分	298
64	6102	ニ (1)サービス提供強化加算(I)	1回につき	6
64	5001	短期集中リハビリテーション実施加算	1日につき	200
64	4003	ロ 退院時共同指導加算(退院時1回を限度)	1回につき	600
64	6162	口腔連携強化加算	月1回限度	50
64	6123	利用開始月から12ヶ月超えてのリハ	1回につき	-30

[※]介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額ご負担となります。

※利用者負担料金:単位合計×地域区分10.88×自己負担の割合

1ヶ月の利用料金(概算)	円
最初の月の利用料金(概算)	円

H

2 交通費 利用料金に含まれます。

但し、通常のサービス実施地域以外の訪問においては、実費でご請求させていただきます。

(1kmにつき27円、往復分。通常の実施地域を超えた距離分を算定)

| 交通費(1回) | 1ヶ月(概算) | 円

3 その他 駐車料金が必要な場合は別途いただくことがあります。(通常のサービス実施地域以外)

重要事項説明年月日

年 月

- (乙) 当事業所は、甲に対する(介護予防) 訪問リハビリテーションの開始に当たり、契約書及び本書面に基づいて 重要事項を説明しました。
 - (乙)事業所 医療法人幸降会 多摩丘陵リハビリテーション病院

所在地 〒194-0297 東京都町田市下小山田町1491

説明者氏名

- (甲)私は、契約書及び本書面に基づいて、乙から(介護予防)訪問リハビリテーションについての重要事項の 説明を受けました。
 - (甲) 利用者住所

氏名

利用者 家族

住所

もしくは 氏名

利用料金内容一覧表 2024.6.1~

1 訪問リハビリ1(介護予防共通)

(介護予防)訪問リハビリテーションサービスの基本料。1回20分を1単位として算定。

2 訪問リハ移行支援加算 (要介護のみ)

訪問リハビリテーション計画に家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成したうえで、利用者のADL及びIADLを向上させ、指定通所介護などに移行していく取組ができている事業所に対して認められている加算。(前年度の達成基準を満たした事業所が対象)

3 訪問リハサービス提供体制加算(介護予防共通)

(介護予防)訪問リハビリテーションを直接提供する理学療法等のうち、勤続年数7年以上の者が1 人以上いる事業所の加算。

4 短期集中加算(介護予防共通)

退院・退所後または初めて要介護認定を受けた認定日から3月以内に、週2日以上、1日1単位以上リハビリテーションを実施した場合の加算。週12回を限度として実施可能。

5 認知症短期集中加算(要介護のみ)

認知症であると医師が判断し、リハビリによって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者に対し、医師又は医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が退院(所)日または訪問開始日から3か月以内に加算。週2日まで可能。

6 退院時共同指導加算

入院中の者が退院するにあたり、(介護予防)訪問リハビリ事業所の医師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後、初回の訪問リハビリを実施した場合、1回加算。

7 リハビリテーションマネジメント加算1-イ

3か月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、訪問リハビリテーション計画の見直しを行なっており、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告した場合の加算。

8 リハビリテーションマネジメント加算2-ロ

リハビリテーションマネジメント加算1に加え、利用者ごとの訪問リハビリ計画書等の内容等を厚生労働省に提供し、リハビリテーションの提供にあたり当該情報その他のリハビリテーションの適切かつ有効な実施に必要な情報を活用した場合の加算。

9 リハビリテーションマネジメント加算3

事業所の医師が利用者又は家族へ説明し同意を得た場合の加算。

10 口腔連携強化加算(介護予防共通)

訪問リハビリテーション職員が利用者の口腔の健康状態を評価を実施し、利用者の同意を得て歯科医療機関及びケアマネージャーへの評価結果の情報提供を行った場合の加算。

11 予防訪問リハ12月超え減算(予防介護のみ)

利用開始月から12か月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行った場合、1回につき30単位を減算

様式2-1

個人情報の保護および情報提供に関するお知らせ

当院は、個人情報の保護および患者様への説明と納得に基づく診療(インフォームド・コンセント)に積極的に取り組んでおります。

個人情報の利用目的

- ◆個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報(個人識別符号を含む)を言います。
- ◆個人情報は、以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- ◆診療のために利用する他、病院運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために個人情報を利用することがあります。外部機関による病院評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。詳細は、別表に記載します。
- ◆当院は、医療専門職の研修病院に指定されており、研修・養成の目的で、医療専門職の学生等が診療、 看護、処置などに同席する場合があります。

個人情報の内容訂正・利用停止

◆当院が保有する個人情報(診療記録等)が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。担当医師にお申し出下さい。調査の上、対応いたします。

ご希望の確認と変更

- ◆外来・病棟・リハビリ訓練・検査等(採血・注射・レントゲン含む)での氏名の呼び出しや院内放送による呼び出し、病室外・病室内・白板(風呂時間・リハビリ訓練等)・点滴バッグ等の氏名掲示(記載)・安静度評価等のベッド表示を望まない場合は、お申し出下さい。ただし、事故防止・安全確保のためには、呼名および氏名の掲示が望ましいことを申し添えます。
- ◆面会に来られた方からの入院の有無、病棟及び病室の問い合わせに対する回答を望まない方は、お申し出下さい。 ※ 電話による患者様の入院の有無、病棟のご案内はプライバシー保護の観点で行っておりません。患者様・ご家族・関係者の方に直接ご確認下さい。
- ◆身体上または宗教上の理由等で、治療に関して特別の制限やご希望がある方はお申し出下さい。
- ◆一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽に職員にお申し出下さい。

個人情報の取り扱い同意事項

◆上記、個人情報の利用目的・個人情報の内容訂正・利用停止 ・ ご希望の確認と変更について患者様よりお申し出がない場合は、同意して頂いたものとして取り扱いいたしますので、ご了承下さい。

診療情報の提供

◆ご自身の病状や治療について質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、担当医師または看護師に質問し、説明を受けて下さい。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

診療情報の開示

◆ご自身の診療記録の閲覧や謄写(コピー)をご希望の場合は、担当医師または「1階医事課総合案内窓口」に開示をお申し出下さい。主治医の判断により対処いたします。この際、開示・謄写に必要な実費をいただきます。

開示費用;手数料3,000円(税別) その他として、診療録等のコピー1枚につき10円(税別)・レントゲンフィルムコピー1枚につき2,000円(税別)・医用画像CDコピー1枚につき1,000円(税別)

相談窓口

- ◆ 1 階 医事課総合案内窓口(月~金; 9 時~16 時 30 分 ±; 9 時~12 時)
- ◆個人情報保護委員会 電話;03-6457-9849 受付時間 9:30~17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)
- ◆東京都福祉保健局医療政策部医療安全課指導係 電話:03-5320-4432

別表:通常の業務で想定される個人情報の利用目的

【患者さん等への医療の提供に必要な利用目的】

[当院での利用]

- ・当院で患者様等に提供する医療
- 医療保険事務
- ・患者様に係る管理運営業務のうち、
- 一入退院等の病棟管理
- 一会計・経理
- 一質向上・安全確保・あるいは医療事故の未然防止等の分析・報告
- ―患者様等への医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供]

- ・当院が患者様等に提供する医療のうち、
- 一同法人が運営する複数施設、他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護 サービス事業者等との連携
- 一他の医療機関および介護保険に関連する地方自治体からの照会への回答
- 一患者様等の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 一検体検査業務の委託・その他の業務委託
- 一家族等への病状説明
- ・医療保険事務のうち、
- -保険事務の委託
- ―審査支払機関または保険者へのレセプト提出
- 一審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知
- ・医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- 第3者機関への質向上・安全確保・医療事故対応・未然防止等のための報告

【上記以外の利用目的】

〔当院での利用〕

- ・医療機関等の管理運営業務のうち、
- 一医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 一医師・看護師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士・管理栄養士・医療事務等 の学生実習への協力
- 一医師・看護師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士・管理栄養士等の教育・研修
- 一症例検討・研究および剖検・臨床病理検討会等の死因検討
- 一研究、治験及び市販後臨床試験の場合。関連する法令、指針に従い進める。
- 一治療経過および予後調査、満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

[学会・医学誌等への発表]

一特定の患者・利用者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での報告は、氏名、生年 月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人の同意を得る。

[他の事業者等への情報提供を伴う事例]

- ・管理運営業務のうち、
- 一外部監査機関への情報提供
- 一当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との 連携(サービス担当者会議等)、照会への回答